

大正六年六月二十一日第三種郵便物認可（発行一日一回發行）

（藝 轉 載）

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 六 第 卷六十二第

行發日一月六年三和昭

論 叢

租税における强者の專横 法學博士 神戶 正雄

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎

定期船事業に於ける運賃の最低限度 經濟學博士 小島昌太郎

說 苑

近江商人の起源 經濟學士 菅野和太郎

助郷と農民の生活 經濟學士 大山敷太郎

雜 錄

中央・地方財政に於ける租税配分 經濟學士 中川與之助

英國の産業合理化 經濟學士 大塚 一朗

銀行券の數量制限と正貨準備 經濟學士 楠見 一正

指數の研究 經濟學博士 汐見 三郎

附 錄

本誌第二十六卷總目錄

雜 錄

第一はしき

中央・地方財政に於ける租税配分

租税の配分は之を税種即ち税源の配分と税收入の配分とに分つてみるを要す、最近十四箇年に於ける國家財政及道府縣・市町村財政への租税收入の配分状態は次の如くである。

中川與之助

第一表 最近十四年間の中央・地方財政に於ける租税收入額の比較

年 度	絶 對 額				相 對 額*			
	國 稅	道 府 縣 稅	市 稅	町 村 稅	國 稅	道 府 縣 稅	市 稅	町 村 稅
大正一	350,699	7,222	3,577	99,226	100	3	6	22
二	359,299	7,291	3,477	97,900	100	3	6	22
三	347,768	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22
四	332,744	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22
五	326,733	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22
六	320,634	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22
七	319,253	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22
八	313,355	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22
九	306,277	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22
一〇	295,421	7,297	3,477	97,900	100	3	6	22

雜 錄

中央・地方財政に於ける租税配分

第二十六卷

九五七

第六號

一三三

1) 大日本帝國統計年鑑及び地方財政概要。

* 年々の國稅收入額を100として他との比をみる。

一四	八六、四三	一四、〇一〇	一〇七、二四	三〇三、八二	100	七	三	三
一三	六七、〇三	一四、七五	八六、四三	三九、二四	100	三	二	三
一二	八七、三七	一四、四三	一〇三、二五	二九、一〇	100	六	三	三
一一	八九、八八	一五、二四	一〇四、七六	二五、九五	100	五	三	元

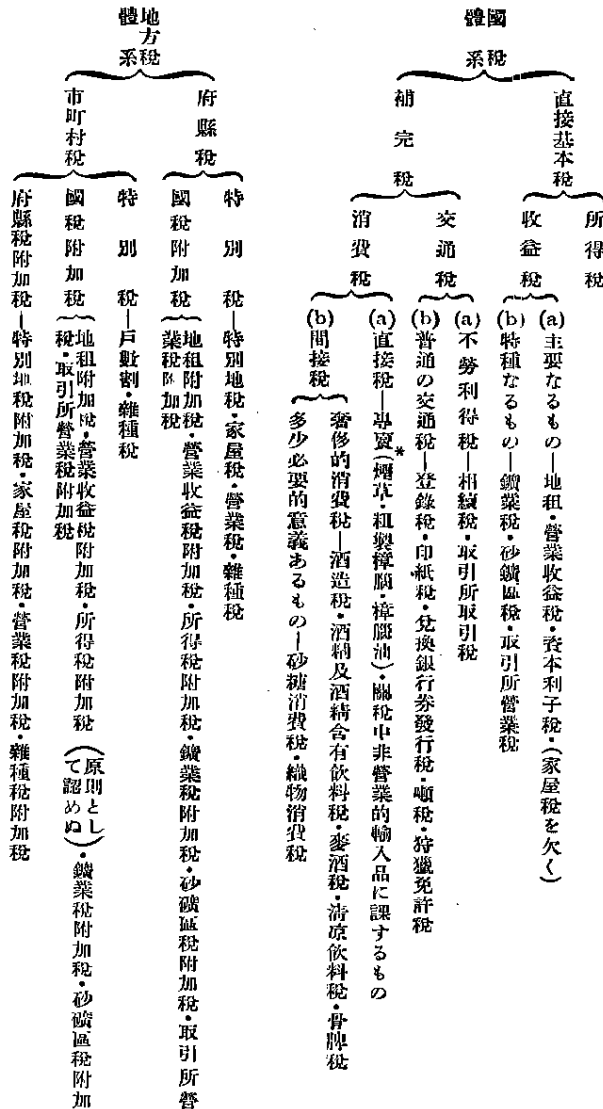
即ち毎年度の國稅收入額を一〇〇とすれば、道府縣稅收入は一九乃至三一を、市稅收入は六乃至一二を、町村稅收入は二四乃至三八を示し、之を十四年度間に亘りて平均すれば、國稅收入は一〇〇、道府縣稅收入は二三・五、市稅收入は九・九、町村稅收入は二八・九となり、何れも國稅收入の三〇％以下に過ぎず、右の地方稅收入の總額を合計するも、國稅收入の六一・三％に過ぎぬ。以て國稅收入の地方稅收入に比して大なることを察すべきである。さて、かくの如き租稅收入の配分は、いふまでもなく各財政に於ける稅源配分の結果である。茲に於てかその原因を究めんと欲すれば、各財政に於ける稅源の配分並びにその組織、即ち國稅體系と地方稅體系とを明にせねばならぬ。然れども、元來、租稅體系なるものは歴史的現象なるが故

に、之を明にするには過去の體系と現在の體系とをみなければならぬ。前者は歴史的研究として之を他に譲り、茲には現行制度に就て之を述べることとする。

國稅の種類・稅率の設定に關しては法律上何等の制限がない。されば苟も稅法の法律案が議會を通過すれば、如何なる租稅をも設定し、且つ如何様にもその稅率をも決定しうるのである。これ、國家は最高の統治組織であつて、國家以上に國家を統御するものが未だ確立されてゐないからである。従つて又、租稅配分に當りても、國家が最も有利なる地位に立つてゐることには言ふ迄もない。然るに地方稅の設定は國法の規定する所であつて、地方團體には獨自の課稅權が與へられてゐない。さて、現行國稅體系は、所得稅と收益稅とを以て直接基本稅となし、之に配するに、交通稅・消

費税を以てし、地方税體系は、附加税と特別税（或は又、獨立税、以下同じ）とより組み立てられてゐる。即ち左の如し。²⁾

第二表 國稅地方税體系一覽



2) 神戸正雄博士、改稅後の本邦國稅地方税體系大觀(時事經濟問題第四十六冊)に據る。

* 據は今日實質上租稅に非ず故に之を省けり。

さて右の表に據りて、國税と地方税とに於ける税源配分の關係を觀るに、各財政が各々別箇の税源を固有するものと同一の税源を一つ以上の財政が共有してゐるものととの二つに分れる。即ち、國税の地租・營業收益税・所得稅・鑛業稅・砂鑛區稅・取引所營業稅等の税源は國家のみならず府縣・市町村の共に利用する所であり、所謂府縣特別税たる特別地稅・家屋稅・營業稅・雜種稅は、府縣と共に市町村の共有にかゝる。これ附加税制度を採れる結果であつて、各團體の税源を各財政に分離せしむる所謂 Trennsystem に對して、學者は之を財源配分の混交制度 (Mischsystem bei der Verteilung der Steuerquellen と名づく³⁾。我國はこの二制度を併用してゐるのである。吾人は一の財政にのみ單獨に利用されてゐる租税を固有税と云ひ、一つ以上の財政に共同に利用されてゐる租税を共有税と名け、先づ共有税に就てその利用關係をみやう。

第二 共有税・固有税の分配

A、共有税に於ける持分の配分 (い) 國税に於ける本税・附加税の配分——地租・營業收益稅・所得稅・鑛業稅・砂鑛區稅・取引所營業稅を國家が本税として收むる外に、道府縣・市町村がその附加税を收めることによりて、同一の税源が多數の財政に利用されてゐるが、その利用に就ての持分 (Anteil) には國家の規定したる一定の限度がある。即ち本税に對する附加税率として税法に規定する所は即ちそれである。今、附加税率の最高をとりて、各財政に分たれたる利用關係を示せば即ち次の如し。

第三表 共有税に於ける持分の配分 (その一)

所得稅	營業收益稅	地租		國稅	道府縣附加税率	市町村附加税率	附加率合計
		宅地租	其他地租				
100	100	100	100	100	100	100	300
100	100	100	100	100	100	100	300
100	100	100	100	100	100	100	300

3) Handbuch der Finanzwissenschaft 1927, S. 354-7.
 * 所得稅に對する市町村附加税は通例認めぬが、戶數割を實行し難き市町村にありては、許可をへて、百分の七までの附加税を許す。
 1) 神戸正雄博士、新地方税細則、地方税賦課方法、(時事經濟問題第五四册、第五十八册)

取引所營業稅	鑛業稅		砂鑛區稅	100	10	10	10
	試掘鑛區稅	探掘鑛區稅					
	100	100	100	100	100	100	100
	7	7	7	7	7	7	7
	3	3	3	3	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	6

右の表によりて、それに掲げし六種の共有税に對する各財政の利用關係は明かであらうが、それに就いて特に注意せらるべきことは、所得税・鑛業稅・砂鑛區稅・取引所營業稅の四にありては、附加稅率は比較的に低く、最高は二四%、最低は三%に止るが、地租・營業收益稅に至りては、附加稅率は高く、地方財政に於ける附加稅率を合計すれば、宅地租は六二%、其他地租は一四六%、營業收益稅は一〇一%となる。即ち前四者の利用に就ては、地方財政の持分は比較的に少いが、後二者の利用上の持分に至りては、地方財政が却つて中央財政を凌駕してゐるのである。之を租稅義務者からいへば、前四者に於ては地方財政への租稅義務は比較的に輕いが、後二者にありては地方財政への租

雜錄 中央・地方財政に於ける租稅配分

稅義務は却つて大い。今之を更に各租稅の收入額に就て比較すれば次の如し。大正十五年豫算に據れば、

第四表 同上收入額の配分

稅種	本稅	道府縣附加稅	市附稅	町村附加稅	附加稅總額
地租	一、七五三	七五、三三三	五、〇五五	三九、三三三	二九七、六
營業收益稅	五、四七七	三六、五九五	二六、四三〇	三、三三三	七〇、八三五
所得稅	二〇、〇七五	五、七九二	一四、二二二	八、四四四	二八、六三〇
鑛業稅	四、七五五	三、九二二	二〇	三、三五	七、九〇
取引所營業稅	一、九六九	一、五二二	三、四	〇、七〇	六、六

である。今、各本稅の實收入高を一〇〇とすれば附加稅收入の百分比は、

第五表 同上百分率

稅種	本稅	道府縣附加稅	市附稅	町村附加稅	附加稅合計
地租	100	122.3	8.8	22.8	153.9
營業收益稅	100	125	48	3	176
所得稅	100	28.8	68	4	100.6
鑛業稅	100	82	4	0.7	86.7
取引所營業稅	100	77.8	17.2	0.3	95.3

第二十六卷 九六一 第六號 一三七

2) 大正十五年度歳入歳出總豫算、及び大正十五年度地方財政概要。

となる。即ち、地租・營業稅の實收入は、本稅よりも附加稅に於て多く、その比、地租にありては、一〇〇對二〇七・八、營業收益稅に於ては一〇〇對一一五となる。更に稅目別に觀るに、本稅收入に對して附加稅收入は、地租に於ては、道府縣收入一三一%、市收入八・八%町村收入六七%、營業稅に於ては四五%、四八%、二二%となる。以て地方經濟に於けるこれら附加稅の負擔の大なることを察すべきである。

る)地方稅に於ける本稅・附加稅の配分——所謂道府縣特別稅たる特別地稅・營業稅・家屋稅・雜種稅は、道府縣と市町村とが、本稅と附加稅との關係に於て、共に利用する所である。今その持分配分の割合を示せば次の如し。本稅を一〇〇とし、附加稅の制限を附加稅率によりて求めたることは、(イ)に同じ。

第六表 共有稅に於ける持分の配分(その二)

稅種	本稅(道府縣特別稅)	附加稅(市町村附加稅)
特別地稅	100	合
營業稅	100	合(制限外課稅可能)

家屋稅	100	或は(三戸數割を賦課する場合)
雜種稅	100	八九(制限外課稅可能)

右に據れば、道府縣特別稅に對する市町村の附加稅は、五〇%乃至八九%であり、制限外の課稅をも許すが故に、附加稅の負擔は本稅と相接近してゐることを知りうる。即ち擔稅者は本稅の殆ど二倍を同一の稅源から納めねばならぬのである。今、大正十五年度の豫算に據り、その實收高を比較すれば次の如し。

第七表 同上收入額の配分

稅種	道府縣稅	市附加稅	町附加稅	村附加稅	附加稅計
特別地稅	九、二四	三、七	—	—	—
營業稅	九、二四	三、七	五、二八	—	八、七五
戶數割	六、三六	九、七七	一、五	—	一、五
家屋稅	九、三九	一、六九	八、四六	—	一、五
雜種稅	五、三三	一、七四	三、五一	—	五、五五

更に收入高の配分を百分比によりて示さば次の如き結果となる。

第八表 同上百分率

税種	道府縣稅	市附加稅	町附加稅	村附加稅	合計
特別地稅	1	1	1	1	1
營業稅	100	5	2	1	108
戶數割	100	5	3	1	109
家屋稅	100	15	1	1	117
雜種稅	100	3	1	1	105

右を觀れば、市にありては家屋稅の附加稅收入は本稅收入の一・七倍、町村にありては戶數割收入が本稅收入の三・四倍にも上る。又以て附加稅負擔の本稅負擔に比して大なることを察しうるであらう。之を又、本稅總額と附加稅總額に就て比較すれば、營業稅・雜種稅にありてはその附加稅は本稅の九〇%以上、戶數割・家屋稅に至りては本稅收入の三・四、二・六倍となる。附加稅として課徴せらるゝ地方所得の大なるを知るに足る。以上に於て中央・地方財政に於ける吾人の所謂共有稅の利用に就て、持分配分の原則並びに實收配分の情態を明にした。次に各財政に於ける固有稅の

配分をみやう。

B、固有稅の配分 固有稅は既に述べたるが如く、各財政に固有の稅なるが故に、従つて、共有稅に於けるが如く、同一稅源に就て利用の持分を規定するの必要はない。之を稅源の配分、實收の配分の二點から觀察する。(i)稅源の配分 府縣特別稅に對しては市町村附加を設定しうるが故に、現行財政體系に於ても、所謂固有稅に屬するものは、國稅の一部と市町村特別稅のみである。(a)國家の固有稅——國稅としての基本的直接稅には附加稅を附せられるが故に、交通稅と消費稅のみが國家の固有する所である。即ち交通稅は、國民經濟全體の組織と關係ある交通といふ事實を捕へ、且つ夫は更に一國の商工業に大なる影響を與ふるものなるが故に、又、消費稅の中、關稅は國家の商業政策と密接なる關係を有し、その他の消費稅は關稅政策をはじめ、國家の經濟政策と關聯する所大なりとして、國家財政に専有することは近代の統一國家に於ける共通の現象なる如し。而してこれらに附加稅を附せざる

は、一には技術上他には經濟政策上の理由に基くものであらう。(る)市町村の固有稅——之は所謂市町村特別稅であつて、戸數割と雜種稅とよりなる。固有稅の稅源の配分は上の如し。更に稅收入額の割合を比較するであらう。大正十五年度の豫算*によれば次の如くである。

第九表 國家固有稅の收入額

消費稅		交通稅	
專賣局益金	二五、三三	相續稅	一五、五九
關稅	〇五、六一	取引稅	一〇、六三
酒稅	二七、六二	通行稅	九〇
醬油稅	一、二五	兌換銀行券發行稅	四、五九
清涼飲料稅	三、七二	噸稅	一、三九
砂糖消費稅	七四、八七	合計	三三、六三
織物消費稅	三五、元四		
合計	五九、八三		

第十表 市町村固有稅の收入額

稅種	市收入	町村收入
反別割	位千円 三〇四	四、五七九
戸別割	九四	一一
家屋割	八四七	二七
不動産移轉稅	二六四〇	〇、五四
所得稅	一三〇	八
其他	七、三六	三二
合計	一八、九六	五、四七

である。國家の固有稅の收入合計六一四、一一六、四八四を、市町村の固有稅收入合計に比較するに、市にありては一〇〇對三、町村にありては一〇〇對〇・の九割となる。市町村に於ける固有稅の收入が、國家のそれに比していかに少額であるかを知るべきである。

第三 特別稅・附加稅の配分

第一の區別即ち固有稅・共有稅の分ち方と、第二の區別即ち特別稅・附加稅の分ち方とは、實質上相關聯する事甚だ多く、従つて第一に於て略々述べたる所多い

* 大正十五年歳入歳出總豫算大藏省

** 酒稅には、酒造稅、麥酒稅、酒精及酒精含有飲料稅、沖繩縣酒類出港稅を含む。

が、概念上は全然別箇のものなるか故に一言するであらう。第一の區別は税源利用の關係に基くものであるが、後者は租税設定の様式に基く區別である。例へば道府縣の特別地税・營業税・家屋税・雜種税は道府縣の課税權によつて設定する道府縣の特別税なるが、税源利用の關係から觀れば、市町村との共有税である。(A) 税源の配分——地方財政に於ける特別税・附加税の税種は、既に第三表に掲げし所であり、第一の區別の際にも屢々觸れたるが故に之を省く。(B) 税收入の配分——大正十五年度の豫算に就て、地方財政に於ける特別税・附加税の收入並びにその百分比をみるに次の如し。

第十一表 特別税附加税の配分¹⁾

第A表 道府縣に於ける税收入

税目	收入	百分比(特別税を)
國稅附加税	1,872,717 <small>單位千圓</small>	六
道府縣特別税	31,117,602	100

第B表 市に於ける税收入

税目	收入	百分比(同上)
國稅附加税	42,834 <small>單位千圓</small>	二五
道府縣稅附加税	177,710	二五
右合計	220,544	五〇
市特別税	219,912	100
第C表 町村に於ける税收入		

國稅附加税	6,846 <small>單位千圓</small>	二四
道府縣稅附加税	101,703	三五
右合計	108,549	四〇
町村特別税	270,000	100

右により、附加税と特別税の收入上の割合に觀るに、道府縣が八八對一〇〇、市は五〇八對一〇〇、町村が四八〇二對一〇〇となる。即ち附加税收入は特別税收入の、道府縣では八八%、市では五倍、町村では四八倍に上る。市町村に於ける附加税收入の割合の異なることは驚くに足るものがある。これ有力なる税源を國家及び道府縣が收めたるため、市町村がその附加

1) 前掲、地方財政概要。

税によるの外、税収入を齎らすべき源泉を有せざるに歸因するものである。

第四 結 言

以上、第一第二に於て、我國の中央・地方財政に於ける租税配分の概要を説いた。即ち我國の税源の配分に於ては所謂 *Tennsystem* と *Mischsystem* とを併用してゐるのである。而して先づ之を共有税・固有税の配分に就てみるに、第一、(い)共有税には(a)同一の源泉を國家・道府縣・市町村の三者が利用するものと、(b)道府縣・市町村の二者の利用するものとあり、(ろ)固有税は國家と市町村のみ之を有し、原則として道府縣は之を有せぬ。(但し道府縣雜種税中、市町村が之に附加税を附せざる税目は例外である。)第二、(い)共有税の利用に就ての持分の配分は、大體、上級地域團體に有利に下級のそれに不利である。(ろ)國家と市町村の固有税を比較するに、後者は前者とは比較にならぬ程貧弱である。即ち國家は有力なる税源を殆ど收めてゐる。以上

を要括するに、租税の配分標準は國家を第一位とし、道府縣は第二位に、而して市町村は最下位に置くものである。更に之を附加税と特別税とに分ちて觀るに、各地方財政に於ては、附加税収入は特別税収入に比して甚だ多く、前者は後者の五倍乃至四十八倍にも上るものがある。思ふに、經濟並びに其運営が統一されるべき程、統一的財政政策を要求するものであり、就中、現在の擔税能力に全負擔を適當に分配し、各財政をして我れ勝ちに租税沃野 (*Steuerosen*) をふみ荒らす如きことなからしめんために、一定の統制を要するはいふまでもないが、今日の統一國家殊に單一國家 (*Einzelstaat*) に於ては、その統制者は國家であり、統制せらるゝものは國家その他の地域團體である。即ち國家は統制の主體であつて客體であるが故に、租税の配分に當りても自ら國家を有利の立場に置いたのであるが、それが是認せられたる所以は、國家が巨大なる國費を支辨するの必要上やむをえざるとなされしによる。然るに最近地方財政上の經費は著しく膨脹し從

來の如き財源の配分方法にては到底地方の財政需要に
應じえざるの狀態にある。國家地方財政間に於ける財
源の配分は新しき且つ高き見地より規定せらるべき必
要に迫られてゐる。

(附言)我爾に於ては地方財政統計の發表は國家財政のそれ
に比して遅く、昭和二年刊の「地方財政概要」に據るも大正
十五年度までの資料をうるに止まる。中央・地方財政の比
較をなすに當りて本論の叙述が大正十五年度以降に及びえ
ざりしに之による。